

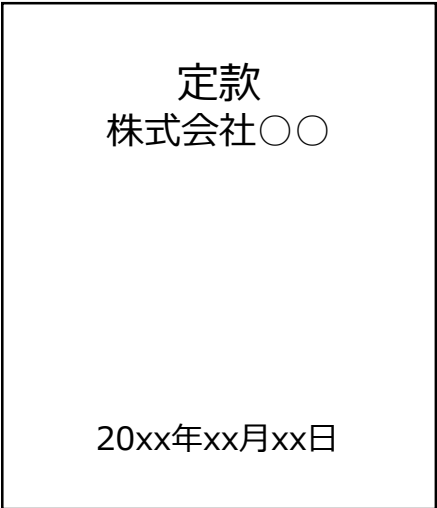
規制改革実施計画 関連資料集

内閣府 規制改革推進室
令和4年6月

1-1. 法人設立手続の迅速化・負担軽減

【現状と課題】

- 株式会社の設立時には、公証人による定款の認証が必要。定款認証は、Web会議システムの利用も可能ではあるが、公証人による面前で確認を受けることが必要。
- 経済界からは、定款認証は法人設立の遅延につながっているとの指摘があり、定款認証の必要性・実効性を疑問視する声もあった。
- また、公証人の面前での定款認証が、定款認証時の不正抑止やマネー・ロンダリング防止にどの程度効果があるのかについては定量的に把握されていない。公証人の面前での確認が行われなかった事例があるとの声もあった。



【今後の改革の方向性】

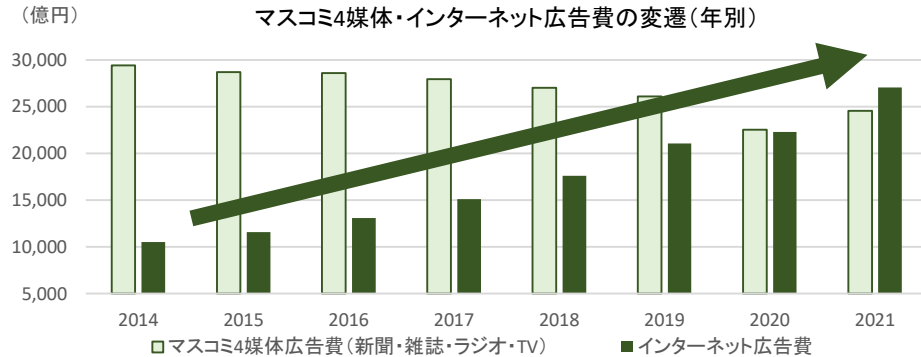
- 定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

**[実態調査については令和4年度、
評価・検討・結論については令和5年度、
必要な措置については遅くとも令和6年度]**

1-2. デジタル時代における放送制度の在り方について

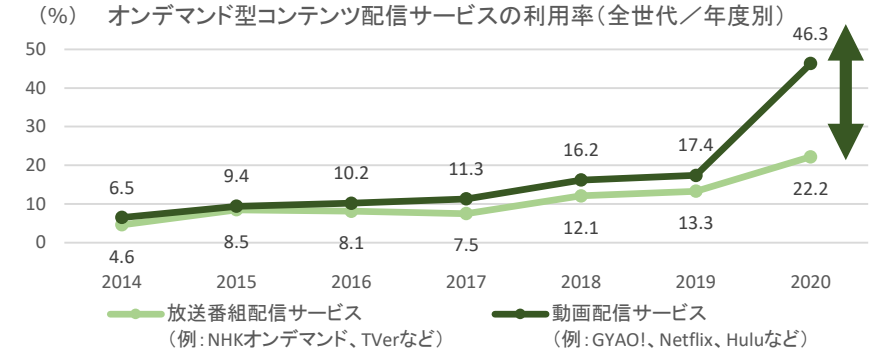
【現行制度上の課題：放送業界を取り巻く環境の変化】

- 人口減少、若者を中心としたTV離れ
- インターネット広告の急成長
 - 2021年にはインターネット広告費がマスコミ4媒体広告費を上回った



【出典】株式会社電通『日本の広告費』2014年～2021年より集計
https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/index.html

- 動画配信プラットフォーム等の台頭
 - オンデマンド型のコンテンツ配信サービスの利用状況においても、放送番組がその他の動画配信サービスに水をあけられている



【出典】総務省『情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査』より集計
https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/media_usage-time.html

【今後の改革の方向性】

多様かつ良質なコンテンツ制作に注力できる環境整備のため、放送事業者の経営の自由度を高め、採り得る選択肢を増やす

<総務省>

- 放送ネットワークインフラの将来像の検討・実現 【①、②令和4年7月結論 ③令和6年度結論】
 - ① 放送設備の共有化、マスター設備の保有・運用形態の効率化等を検討。
 - ② コスト負担等の実現可能性、ガバナンスの整備を含めた具体的方策を前提に検討を行い、NHKと民間放送事業者との連携、適切な協力関係の構築も推進。
 - ③ 地上波TV放送の機能のブロードバンド等による代替については、技術実証を実施しつつ更に検討。

○ デジタル時代に適した放送の在り方の実現

- ① マスメディア集中排除原則の見直し
- ② 放送対象地域の見直し(地域情報の発信を確保するための仕組みの検討、フォローアップを含む)
 - ※地域情報の発信の確保のための仕組みの検討は、令和5年結論、結論後速やかに措置、措置後も継続的にフォローアップ。

【令和4年7月結論・令和4年度措置】

○ 通信における放送事業者の情報発信の推進

プラットフォーム連携やオンライン配信の推進に必要な制度・方策を含め、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けた検討・措置。

【令和4年度検討開始】 3

1-3. デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

【現行制度上の課題：デジタル化によるコンテンツ流通環境の変化】

- 制作・配信コストの低減により、**流通量が増大、質も多様化。**
- 円滑な利用許諾のための**手続の用意がない中、権利処理に要する取引コストの高さが利用の制約要因に。**

コンテンツの利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立が課題



【今後の改革の方向性】

**簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を
デジタルで一元的に完結する形を目指して実現**

<文化庁・内閣府・経済産業省・総務省・デジタル庁>

- いわゆる**拡大集中許諾制度等**を基にした、**分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現。**
- **分野横断権利情報データベース（DB）構築の検討。**
- **集中管理の促進。**
- 現行の著作権者不明等の著作物に係る**裁定制度の改善**（手続の迅速化・簡素化）。
- UGC（いわゆる「アマチュア」クリエイターの創作物）等の**デジタルコンテンツの利用促進。**

【令和4年度内に法案提出・措置】
※分野横断権利情報DBに係る検討は、一部令和5年内結論。

<文化庁>

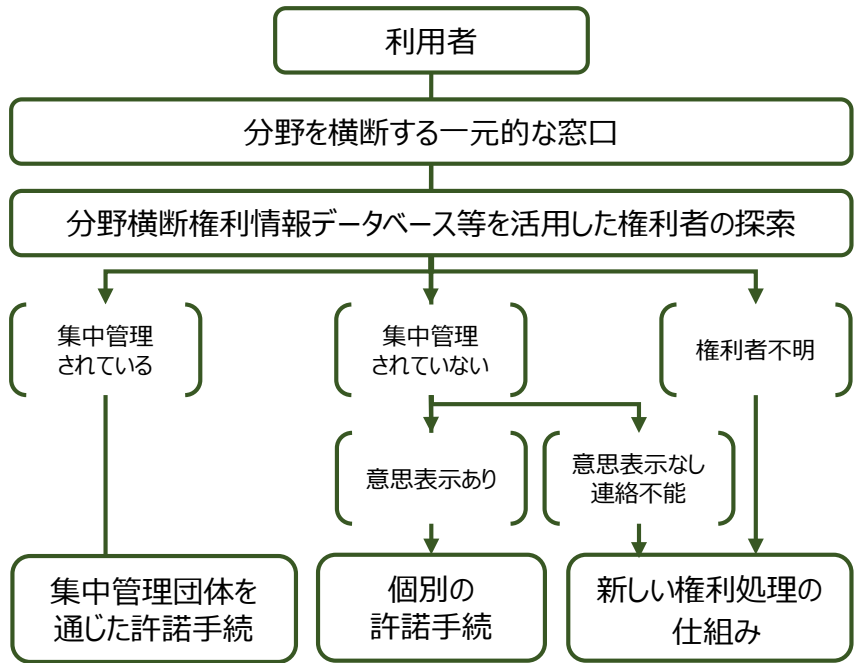
- 新しい権利処理の具体的な仕組みの検討。

【令和4年内結論】

<総務省>

- 通信関係事業者の協力体制・役割分担の枠組みの検討。

【令和4年内結論】



1-4. 建設業における技術者の資格要件の見直し

【現状と課題】

- 日本の建設業では、高齢化の進行により将来における担い手不足が懸念されており、特に地方部において、技術者の担い手確保・育成が課題。
- 建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、技術検定を受検しない場合、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要。
- 中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒の人材を採用することは難しく、指定学科以外の卒業者に求められる10年の実務経験は長すぎるという声も。

<建設業就業者の推移>

- 建設業の就業者数は、685万人（H9）→ 498万人（H22）→ 492万人（R2）と、令和2年度は平成9年度よりも約32%の減少。

【今後の改革の方向性】

- 建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

[令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置]

<建設業就業者の高齢化の進行>

- 建設業の就業者は、令和2年において、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(出典：令和3年11月22日適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）第1回検討会「参考資料1」を基に規制改革推進室作成)

1-5. 水道・下水道における技術者の資格要件の見直し

【現状と課題】

- 水道・下水道は、社会・産業インフラの根幹であり、少子高齢化が進む中、施設管理に携わる技術者の担い手育成・確保は、地方公共団体にとって大きな課題。
- 特に、膨大なインフラストックを今後どのように更新又は維持管理していくかは、上下水道事業者の喫緊の課題。

水道の現状	下水道の現状
①平成30年度の管路延長は約72万km（地球18周分）	①令和元年度末の管路延長は約48万km（地球12周分）
②法定耐用年数40年を超えた管路は12.7万km（17.6%）。現状、1年あたりの更新実績は約4.9万kmであるが、法定耐用年数を超えた管路を今後20年間で更新する場合、必要な更新延長は年度あたり約6千km	②標準耐用年数50年を経過した管路は、現在の2.2万km（約5%）から、2029年には7.6万km（約15%）、2039年には17万km（約35%）へ増加見込み
③水道事業に携わる職員数は、ピーク時（1980年代）から36%程度減少	③下水道担当職員数が減少しており、ピーク時（1997年度）と比べて4割減少

【今後の改革の方向性】

- 人口減少や過疎化が進んでいる地域を始めとした全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができないかどうか留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行う。

[令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、結論を得次第速やかに措置]

- 全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、水道における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、学歴に応じた実務経験年数の差異の根拠について、資格取得に必要な各種の実務経験年数が今日において合理的であるかという観点から検討を行い、遅くとも水道法改正のタイミングで必要な制度の見直しを行う。

[令和4年度中に調査結果を得て検討を進め、遅くとも水道法改正に併せて措置]

（出典：令和4年1月24日第1回スタートアップ・イノベーションWG「資料1」、令和3年9月「令和2年度下水道管路メンテナンス年報」、令和2年7月「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書を基に規制改革推進室作成）

1-6. イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

【現状と課題】

- 電子商取引（eコマース）の増加等を背景に、ラストワンマイル（消費者の手元に届くまでの最終区間）の配送需要が増大する一方、配送の担い手確保が大きな課題。
- ラストワンマイル配送の多くを担っている軽自動車を用いた貨物運送事業では、使用できる車両が軽トラック等の軽貨物車に限られ、軽乗用車の使用が認められていない。
- また、タクシー事業者が許可取得により、一定の過疎地域に限り、荷物の有償運送が可能となる現行制度（貨客混載）について、過疎地域の周縁部まで対象地域の拡大を望む声も存在する。

<軽貨物運送事業について>

○軽トラックを使用して、荷主の荷物を運送する事業。事業を始めるには運輸支局長等への届出が必要。
 ○軽トラック1両から始めることが可能。ただし、乗用タイプの軽自動車は軽トラックに構造の変更が必要。

【今後の改革の方向性】

- 貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

[令和4年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置]

（参考）現行の貨客混載の制度（H29～）

【乗合バス】



許可の取得により、350kg以上の荷物の配送が可能
 ※350kg未満の荷物は許可不要

【貸切バス】



許可の取得により、荷物の配送が可能
 ※過疎地域に限る

【タクシー】



許可の取得により、荷物の配送が可能
 ※過疎地域に限る

【トラック】



許可の取得により、旅客の輸送が可能
 ※過疎地域に限る

（出典：令和4年4月13日第6回スタートアップ・イノベーションWG「資料1-1」及び「資料1-3」を基に規制改革推進室作成）

2-1. リチウムイオン蓄電池や急速充電器に係る消防法上の見直し①

車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の床面積、階数、軒高等の制限の見直し

【現状と課題】

- **リチウムイオン蓄電池の電解液**は、危険物（第四類：引火性液体）に該当し、一定の容量以上の蓄電池を屋内貯蔵所に保管する際には、**消防法上の危険物規制の対象**となるため、その貯蔵所が、**床面積：1,000m²以下、平屋建て、軒高：6m未満**などの様々な制限を受ける。これにより、EVの普及に伴って車載用リチウムイオン蓄電池の流通が増えているにもかかわらず、**大量の蓄電池を貯蔵できる多層階の大型倉庫を建設し、効率的かつ経済的な物流ネットワークを構築することが日本では困難**となっている。
- 一方、EVの普及が進む**ドイツや米国の法規制**においては、上述の床面積・軒高・階数等に関する制限は存在していない（注：ドイツや米国では、法規制ではなく、**企業財産保険の加入条件の中で火災安全対策を担保している**。床面積・軒高・階数等に関する制限はない一方で、**スプリンクラー設置の規定あり**）。

【今後の改革の方向性】

- 指定数量以上の車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る床面積・階数・軒高等の制限について、**海外の法規制や保険等を調査した上で、欧米とイコールフットイングな火災安全対策とする方向で検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。【令和4年結論、結論を得次第速やかに措置】**

＜日本での保管の例＞



（出典：事業者提供）

＜米国での保管の例＞



（出典：事業者提供）

定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和

【現状と課題】

- 大型ショッピングセンター等に隣接する形で、一定数量以上の定置用リチウムイオン蓄電池を屋外コンテナに入れて設置する場合、設備周囲の保有空地（5m）の確保、コンテナ間の保有空地・離隔距離の確保、学校や住宅からの距離（10m等）が必要となるため、設置の加速に支障が生じていた。

＜コンテナタイプ外観＞



（出典：事業者提供）

【今後の改革の方向性】

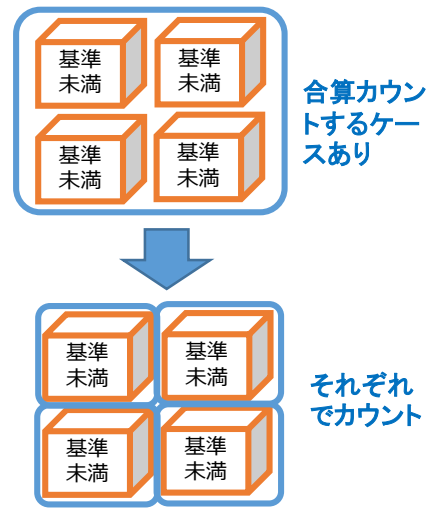
- コンテナ等に収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、**当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJ I S規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。【令和4年度上期措置】** 8

2-2. リチウムイオン蓄電池や急速充電器に係る消防法上の見直し②

リチウムイオン蓄電池に係る、対象火気設備規制の運用の明確化

【現状と課題】

- 消防法上、規定容量（4,800Ah・セル以上）を超える蓄電池設備を屋外に設置する場合には、設備間や建築物との離隔距離を設けるよう求められている。
- 蓄電池設備を複数台隣接して設置する場合、個々の蓄電池設備は規定容量未満で消防法の規制の対象外であっても、市町村の消防本部によっては容量を合算して規制対象と判断し、蓄電池間や建物との離隔距離を設けるよう指導が行われ、複数台隣接して設置ができないケースが存在。



【今後の改革の方向性】

- 蓄電池を複数台接続して隣接して設置する場合、蓄電池を用いる蓄電システムがそれぞれの箱に収納され、当該蓄電システムが J I S 規格に適合するなど火災予防上一定の安全性を有する場合であれば、箱ごとに同規制への適合が判断されるものとする（容量を合算しない） ことを明確化し、通知を発生する。 **【措置済み】**

急速充電器に係る対象火気設備規制の見直し

【現状と課題】

- 消防法の対象火気設備規制上は、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りにできない（電気自動車の運転手が充電できない）等の実態と合わない部分があるため、導入障壁となっている。
- 電動車の大型化、更には電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、今後200kWを超える急速充電設備の設置の必要性が増すことが想定される中、規制の見直しが求められている。

<急速充電器の例>



(出典：事業者提供)

【今後の方向性】

- 出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。
- 【令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置】**

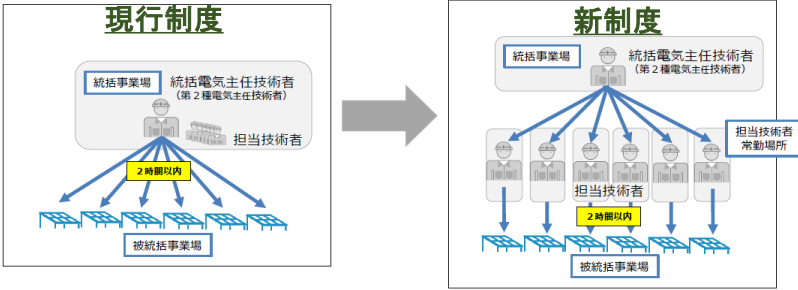
2-3. 電気主任技術者の選任要件等の見直し（第2種電気主任技術者に係る「2時間以内ルール」の緩和）

【現状と課題】

- 特別高圧（5万V以上）の電気工作物を設置する場合、設置場所へ2時間以内に到着できる「第2種電気主任技術者」の選任※が求められているが、今後、大規模な再エネ設備は、山間部や僻地で開発される可能性が高く、特に地方において「第2種電気主任技術者」の人材不足が懸念される。

※ 現行制度では、「1種電気主任技術者選任」が原則ではあるが、第2種電気主任技術者が担当技術者（第3種電気主任技術者、電気工事士等）を選任した上で、2時間以内に当該電気工作物の設置場所に到達できる体制を構築すれば、1人の第2種電気主任技術者が最大6か所まで監督することが可能。

＜見直しのイメージ＞



（出典：令和3年12月10日 第26回 産業構造審議会 保安・消費生活 活用製品安全分科会 電力安全小委員会「資料1」を一部改変）

【今後の改革の方向性】

- 統括する第2種電気主任技術者がスマート保安技術を活用して確実な指揮監督を行うことを前提として、2時間以内に同設備に到達できる者を担当技術者とする組織形態も可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。[令和4年上期措置]

2-4. 小出力太陽電池発電設備等の保安規制の拡充

【現状と課題】

- 小出力発電設備については、これまで一部の保安規制の対象外であったが、設置形態の多様化を背景に公衆災害のリスクが懸念されており、適切な再エネの導入に向け、小規模発電設備に対する保安規制の適正化が求められている。

【今後の改革の方向性】

- 使用前自己確認制度について、現在対象外の50kW～500kW規模の太陽電池発電所も対象に含める。
- これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備について、新たな類型（「小規模事業用電気工作物」）に位置付け、既存の事業用電気工作物相当の規制（技術基準維持義務等）を適用しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出を求める方向で見直しを実施する。

[今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み]

＜保安規制の拡充イメージ＞

＜太陽電池発電設備の保安規制の対応＞				＜風力発電設備の保安規制の対応＞			
出力等条件	保安規制			出力等条件	保安規制		
	＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置	＜事後規制＞ 不適切事業等への対応措置			＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置	＜事後規制＞ 不適切事業等への対応措置	
2,000kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の届出 【範囲拡大】	工事計画の届出 使用前自主検査	500kW以上	技術基準維持義務	電気主任技術者の届出 【範囲拡大】	工事計画の届出 使用前自主検査 管理検査 立入検査
50kW～2,000kW	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 【範囲拡大】	使用前自己確認 【範囲拡大】	20kW～500kW	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 【範囲拡大】	工事計画の届出 使用前自己確認 報告徴取 事故報告 立入検査
小規模事業用電気工作物（新設） 10kW～50kW	技術基準維持義務	基礎情報届出 【範囲拡大】	使用前自己確認 【範囲拡大】	20kW未満	技術基準維持義務	基礎情報届出 【範囲拡大】	使用前自己確認 【範囲拡大】
10kW未満小出力発電設備 ※居住の用に供するものに限る							

（出典：令和4年4月21日 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会（第1回）経済産業省説明資料）

2-5. 路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けた規制見直し

【現状と課題】

- 他国（フランス等）では既に公道での路面型太陽光の設置の事例がある一方、日本でも徐々に民間所有地等での普及が進んできている。
- 一方で、公道での設置に向けては、舗装に関する技術基準は定められているものの、**路面型太陽光に特化した技術基準がないことで、路面型太陽光の技術評価ができず、地方公共団体等でも設置に踏み切れず、車道をはじめ公の場に設置することができていない。**

<フランスの公道における路面型太陽光敷設の事例>



(出典: 事業者提供)

【今後の改革の方向性】

- **路面太陽光発電の車道（公道）における設置に向けて、公募により設置者を募って試行し、課題を確認するための技術公募を実施する。【令和4年度措置】**
- 道の駅や車道（公道）での活用を想定し、**屋外環境での性能確認試験を行い、課題を確認した上で、活用可能な技術を踏まえて、技術基準の策定や法制度の改正を検討し、必要な措置を講ずる。【技術公募・実証の結果を踏まえ、結論を得次第速やかに措置】**

<日本における実証実験の事例>



(出典: 令和4年2月21日 第19回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 事業者提出資料より抜粋)

2-6. 都市公園における駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進

【現状と課題】

- ソーラーガレージの設置は、地方公共団体が費用を負担せずに設置できるスキームも存在し、今後も拡大が見込まれる。「公募設置管理制度」（以下、Park-PFI）を活用することで、Park-PFIによる収益の一部を公園整備に充当できるとともに、電源確保により災害避難場所としての公園の機能強化が見込まれる。
- しかしながら、Park-PFIの対象にソーラーガレージも含まれるが、正しい情報が地方公共団体に周知徹底されておらず、Park-PFIを活用した太陽電池発電施設の導入が進んでいない。

【今後の改革の方向性】

- 駐車場屋根置き太陽光発電設備も駐車場の付属物として都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条に規定されている公園施設に含まれること、またPark-PFI（公募設置管理制度）の公募対象公園施設に含まれることを、地方自治体や事業者にも周知・公表する。

【措置済み】

<ソーラーガレージ>



(出典: 令和4年2月21日 第19回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 事業者提出資料より抜粋)

2-7.再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策推進法上の公共部門の率先実行のPDCAの改善

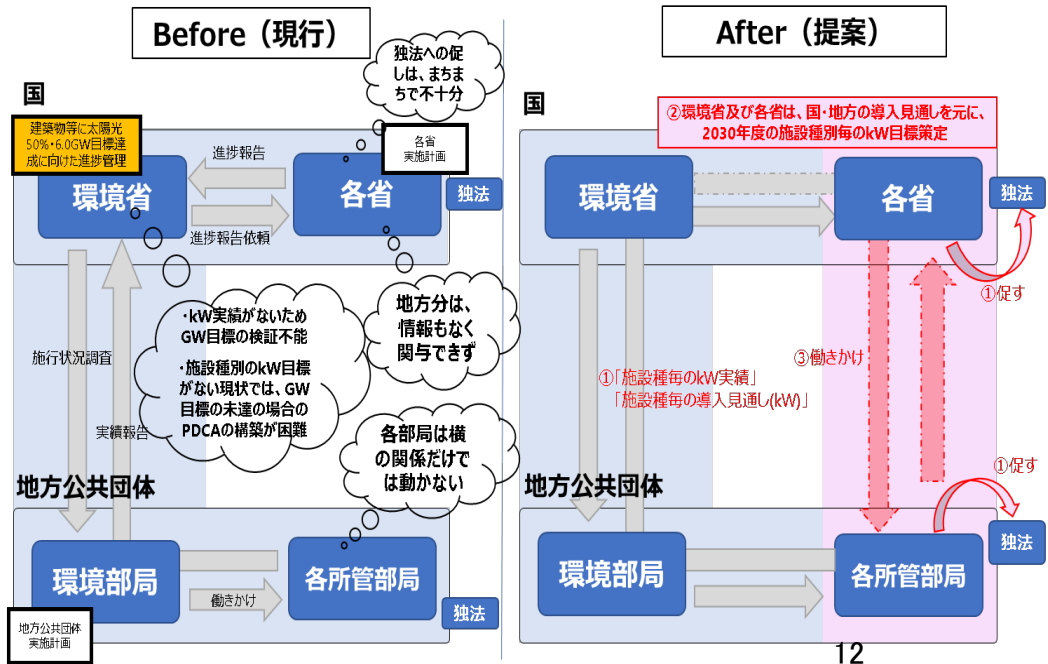
【現状と課題】

- 地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画等により、**公共部門の率先実行として、2030年度までに6.0GWの再生可能エネルギーの導入が見込まれている（以下、GW目標）**。また、政府実行計画では、「2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」という設置数の目標が閣議決定されており、各省庁に実施計画の策定を求め、地方公共団体及び独立行政法人等にも政府実行計画の目標を踏まえた野心的な目標設定が望まれている。
- しかしながら、**各省庁及び地方公共団体において、このGW目標が十分に認知されていない**。また、**施設種別毎のkWベースの目標が掲げられていないため、GW目標の達成を担保する仕組みがない**。
- 加えて、再生可能エネルギーの導入に関して、**各省庁から地方公共団体の各所管部局に促しを行う仕組みが構築できていない**。また、**独立行政法人等の計画策定を十分に促す仕組みがなく、取組状況を把握できていない**。

【今後の改革の方向性】

- 環境省は、各省庁及び地方公共団体への調査等を通じて、**施設種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しを把握し、各省庁に共有する**。【令和4年度措置、以降毎年度実施】
- 環境省及びその他各省庁は、把握した導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別ごとに、**kWベースでの2030年度の再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みを構築する**。【令和5年上期措置】
- 関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する**地方公共団体の各部局に対して、所有する公共施設において再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する**。【順次措置】
- 環境省は、**独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績についてとりまとめ、その状況を公表する**。【令和5年上期措置】

<各省庁を通じた地方公共団体への促し>



(出典:令和4年3月31日 第20回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 委員提言の参考資料集より抜粋)

2-8. デマンドレスポンス等の拡大

容量市場における発動指令電源の上限の見直し

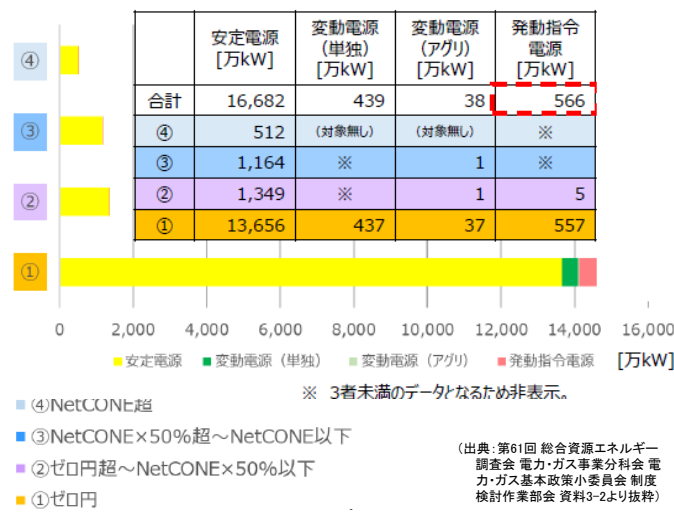
【現状と課題】

- 再エネの主力電源化に向けて、デマンドレスポンスの普及は平時の電力需給の調整や需給ひっ迫時の対策として有効。
- 容量市場メインオークションにおいて、デマンドレスポンスは発動指令電源（厳気象や稀頻度リスク対応）に分類されるところ、発動指令電源の調達量上限は信頼度評価や過去の応札状況を踏まえ、H3需要の3%までとされている。
- 2021年度のメインオークションでは、調達量上限（475万kW）に対して、566万kWの応札があり、調達量上限がデマンドレスポンス等の活用拡大の障壁となっている。

【今後の改革の方向性】

- デマンドレスポンス等の普及拡大に向け、容量市場における発動指令電源の調達量上限の見直し等を検討し、必要な措置を講ずる。【令和4年上期結論】

<電源等の区別の応札結果>



容量市場における発動指令電源の電源等登録期限の見直し

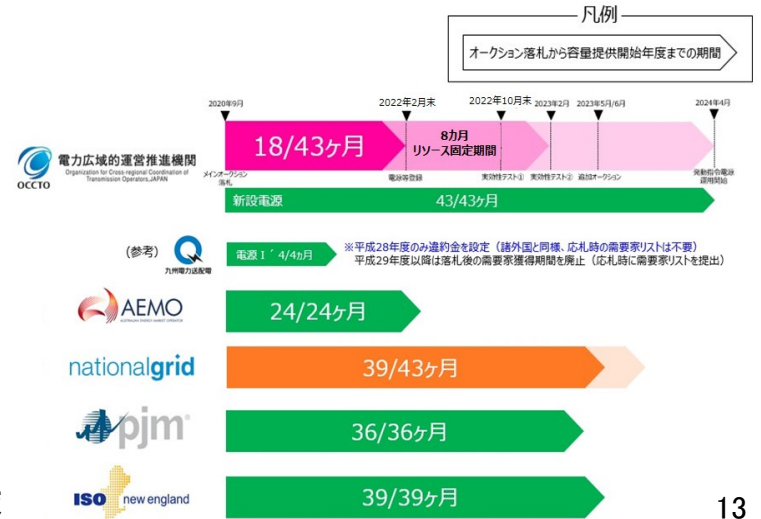
【現状と課題】

- 容量市場において、発動指令電源と安定電源等で、電源等を登録する期限が異なっている。一方、諸外国では、安定電源等だけでなく、発動指令電源も、容量提供開始直前まで電源等の登録が認められている。
 - ・発動指令電源：落札後18カ月以内
 - ・安定電源等：落札後43カ月以内（容量提供開始直前）
- デマンドレスポンスの登録にあたっては、需要家との協議などの期間が必要であり、また、工場のシフト生産などの調整は、容量提供開始時期に近いほうが調整しやすいという特徴があるため、この登録期限が活用拡大の障壁となっている。

【今後の方向性】

- 発動指令電源の登録期限について、安定電源と同様の期限とすることも選択肢を含めて検討し、必要な措置を講じる。【令和5年上期目途での結論を目指す】

<容量提供開始時期と電源等の登録期限のイメージ>



(出典：第19回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 事業者提出資料より抜粋)

2-9.省エネルギー基準の適合義務化・基準強化

【現状と課題】

- 2050年カーボンニュートラル実現や2030年度の温室効果ガス削減目標達成に向け、一度建築されると長期間存在・使用されるという特徴も有する住宅・建築物分野の省エネ対策は重要である。
- 欧州では、高い断熱・気密基準への適合が義務化され、定期的にその基準が強化されているが、日本では、住宅及び小規模建築物の省エネ基準への適合が義務化されておらず、さらに基準そのものも低く、義務化や高い基準の設定が急務と指摘されている。

【今後の改革の方向性】

- 省エネルギー基準適合義務化の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。
【今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み】
- 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを実施する。**【上記目標と統合的に措置】**

<建築物省エネ法の改正による適合義務範囲の変化>

省エネ基準適合義務の対象

	【現行（2021年4月1日施行）】		【対策強化】	
	建築物（非住宅）	住宅	建築物（非住宅）	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務	届出義務 <small>【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】</small>	適合義務	2025年度までに 適合義務化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	適合義務		適合義務	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 <small>【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主 への説明義務</small>	努力義務 <small>【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主 への説明義務</small>	2025年度までに 適合義務化	2025年度までに 適合義務化

(出典：令和4年5月13日 クリーンエネルギー戦略中間整理より抜粋)

2-10. 住宅性能表示制度における省エネルギー性能に係る更なる上位等級の創設

【現状と課題】

- 現在の住宅性能表示制度における省エネ性能に係る等級は現行の省エネ基準相当等が最高等級であり、地方公共団体においてZEHを上回る断熱性能の基準設定等が行われる中で、**現行の住宅性能表示制度ではZEHやそれを上回る省エネ性能を評価することができていない。**

【今後の改革の方向性】

- ZEH基準の水準の省エネ性能に相当する上位等級（断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6）を設定するとともに、さらに、戸建住宅におけるZEH基準を上回る上位等級（断熱等性能等級6及び7）を新たに創設する。
【ZEH水準の等級：措置済み、ZEH基準を上回る上位等級：令和4年10月措置】

<新設される上位等級の案>



(出典：国土交通省『住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度におけるZEH水準を上回る等級について』より抜粋し、一部改変)

※下図の【 】は主な取組事項の措置時期を示す

- ① 措置済み
- ② 令和4年度上期 措置
- ③ 令和4年 措置
- ④ 令和4年度 措置

3-1. 医療・介護・感染症対策分野の概要

地域の高齢者などを含め、全ての国民が先進的な医療・介護サービスを利用できる**利用者本位・患者本位の制度を構築**するため、デジタル技術の最大活用をはじめ医療DX・介護DXを推進する。

(1) 在宅での受診・健康管理等

自宅などで受診／薬剤受取や健康管理が可能な環境を構築

○新型コロナウイルス感染症に関する検査等

- ・抗原定性検査キットの利用環境整備
(飲食店等での利用【①】、職場購入品の在宅利用【①】、OTC化の検討【令和4年度上期結論】)
- ・新型コロナ検査・診療体制
(PCR検査車両に関する移動先自治体毎の衛生検査所登録の簡略化【①】、体育館など空きスペース等での臨時コロナ検査や診療【①】)

○オンライン診療・服薬指導の更なる推進

- ・新型コロナ特例措置の恒久化【①】
(初診・初回解禁、対象疾病・回数・距離の制限廃止、診療報酬引上げ等)
- ・高齢者のデイサービスや公民館などでのオンライン受診【令和4年度結論】
- ・不適切な診療への対応【③】

○その他

- ・特別養護老人ホームにおける訪問診療、オンライン診療等の充実
(入居者の急変時の医療ニーズへの施設内での対応など)【令和5年度結論・措置】
- ・一般薬の販売業における登録販売者に関する要件緩和等【④】

(2) 医療・介護職の専門能力の最大発揮

デジタル技術により業務負担軽減・処遇改善を実現するとともに、より専門能力を活かした業務に集中できる環境を構築

【介護職】～深刻な人材不足を踏まえた処遇改善・負担軽減

- 人材不足への対応、介護職員の処遇改善等のため、ICT活用等を行う先進的な有料老人ホーム等の人員配置基準の特例的柔軟化(介護の質や職員負担に係る検証を前提)【遅くとも令和5年度結論・措置】
- 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減
(国による様式・添付書類の統一【④】、事業者の選択に応じた提出方法のデジタル化【令和7年度措置】、地域特性により必要なローカルルールの見える化【④】等)

【薬剤師】～薬剤師の地域における対人業務の強化

- 調剤業務の一部外部委託を可能とする方向で技術的検討(機械化で対人業務に充てる時間を捻出し安全性・効率性も向上)【令和4年度検討・結論】
- 薬剤師の在宅での患者へのオンライン服薬指導【②】

【医師等】～医療現場の紙負担の軽減等

- 電子処方箋の発行円滑化を通じたDXやPHR推進(電子署名手段の多様化・柔軟化)【②】
- 医療現場の書面のデジタル化等による事務負担軽減に資する工程表の作成(医師作成書面や患者同意書面等のデジタル化)【③】

(3) 先端的な医薬品・医療機器の開発促進

プログラム医療機器の社会実装や革新的な創薬を推進

- 在宅での治験の円滑化(DCT(分散化臨床試験)の推進)【②】
- 創薬等に向けた医療データの利活用の促進
(NDBと死亡情報との連結解析等)【令和4年度結論】
- プログラム医療機器(SaMD)等の開発の円滑化
 - ・機械学習を行うSaMDのアップデート時の審査の省略・簡略化【令和4年度結論】
 - ・家庭用医療機器で検出した罹患可能性のある疾病名の表示【④】

3-2. 【医療・介護・感染症対策分野】(1) 在宅での医療・健康管理等

新型コロナウイルス感染症に関する検査等

抗原定性検査キットの利用環境整備

感染拡大防止、社会経済活動の維持のために利用シーンを大きく拡大（従来、原則的には医療機関のみが利用可）。今後、個人のネット購入解禁を検討

	配布者(販売者)	利用者	論点
承認品	薬局	個人	・リアル販売は可 (R3.9) ・ネット販売は不可 (OTC化が必要)
	飲食店 イベント 主催者	顧客	利用可能 (R3.12) (ネットでの購入も可能)
	企業	社員	(職場) R3.6~ (在宅) R4.1~
未承認品	メーカー、 ドラッグストア 等	個人	販売自粛を要請済 (R4.5)

新型コロナに関する機動的な検査・診療

- ・「PCR検査車」の運用明確化【措置済】
車両も「衛生検査所」として登録可能である旨明確化。また、1つの自治体への登録で他自治体でも検査可能とする特例措置
- ・コロナ臨時検査、診療の特例【措置済】
(正規の診療所を開設せず)体育館等の空きスペースでの検査・診療に関する要件緩和

パルスオキシメータの広告解禁

- ・広告禁止(=出品禁止)を見直し、一定条件の下での広告を容認【措置済み】
- ・他の医療機器についても検討【令和4年度措置】

主な実施事項

オンライン診療等(新型コロナ特例の恒久化等)

在宅で受診から薬剤受取までの完結を実現(恒久的措置)。今後、自宅以外の身近な場所でも受診可能とすることを検討(患者の時間・コストの節約を可能とするともに、専門医の受診にが可能に)

	新型コロナ前	本年4月~ (新型コロナ特例恒久化等)	今後(更なる活用)
オンライン診療	【諸制限】 ・初診は不可(対面のみ)、一定の疾患のみ ・対面診療との組合せが必要 (対面は1回以上/3月、対面と同一医師、30分以内に通院できる医療機関、オンライン割合は1割以下) ・診療報酬(医学管理料が対面の半分未満)	・諸制約の撤廃 ・診療報酬の引上げ (対面の9割弱)	・自宅以外(デイサービス、公民館等)でのオンライン診療受診(高齢者をサポート) ※現行法上、自宅や職場等のみ ・不適切なオンライン診療への対応
服薬指導(オンライン)	【諸制限】 ・初回は不可(対面のみ) ・対象者はオンライン診療受診者等のみ ・その他(既に処方歴ある又はそれに準ずる薬剤のみ、原則患者と対面歴ある薬剤師のみ、オンライン割合は1割以下)	・諸制約の撤廃 (診療報酬は対面と同額)	《患者のオンライン診療利用経験に関する国際比較》 過去1年以内で、健康管理にデジタル技術を使用した人の割合
受取薬剤	(薬局での授与の他) 自宅配送可能	・受取方法の柔軟化 (駅、コンビニ等のロッカーでの受取も可能)	

※ 関連して、電子処方箋の発行円滑化(次頁参照)を通じた処方箋のデジタル化を推進(現状では、医療機関から薬局へのFAX送信)
(出典) アクセンチュア(2021年)

その他

一般用医薬品へのアクセスの円滑化

- ・地域では深夜早朝に頭痛薬等の購入困難(ネットでは翌日以降の配送)
- ・医薬品の店舗販売業に新規参入が困難。要件である店舗常駐の登録販売者、特に「管理者」の確保がネック(実務経験2年)

- ・店舗販売業の許可要件として、有資格者・店舗・設備が同一箇所に所在する必要性を検討【令和4年度検討開始】
- ・「管理者」要件の実務経験を2年から1年に短縮【令和4年度措置】

現状と課題

主な実施事項

特養における施設内の医療サービス改善

- ・特養※における医療ニーズへの対応として、配置医(週1回程度訪問)による急変時や看取りの対応が困難との指摘
- ※ 特別養護老人ホーム。医師の配置等を背景に他の高齢者施設より介護報酬が高額

- ・配置医の実態等を調査【令和4年度措置】
- ・特養での訪問診療等を介護保険又は医療保険で適切に評価するなど、必要な措置を検討【令和5年度結論・措置】

現状と課題

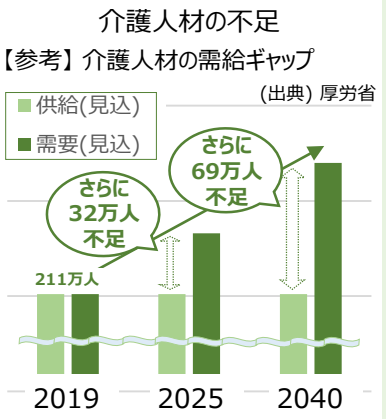
主な実施事項

3-3. 【医療・介護・感染症対策分野】(2) 医療・介護職の専門能力の最大発揮

介護職 深刻な人材不足を踏まえた処遇改善・負担軽減

特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化

現状と課題



主な実施事項

データ解析、ICT活用等に関する実証事業を実施 【令和4年度措置】

【参考】事業者の取組事例
センサー等で収集した利用者情報のデータ解析によって利用者の日々の体調等を踏まえ、介護計画や人員配置を修正・適正化

人材不足への対応、処遇改善等のため、人員配置基準の特例的な柔軟化を検討(現行3:1)
【遅くとも令和5年度結論・措置】

介護分野におけるローカルルール等による手続負担の抜本的削減

現状と課題

介護事業者は自治体毎に異なる膨大な書類を紙で、かつ押印して、各自治体(都道府県又は市町村)に提出

事例

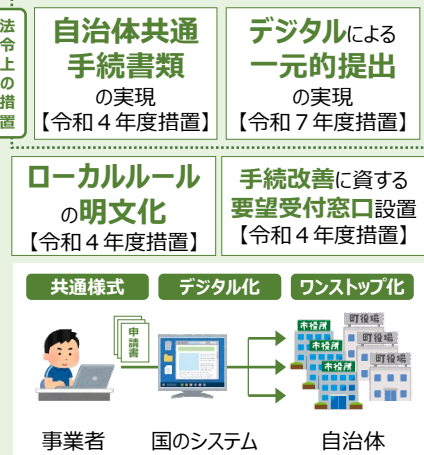
特別養護老人ホームの指定更新申請

最も少ない自治体 : 2枚
最も多い自治体 : 149枚
(出典)厚労省 令和元年度自治体アンケート調査

代表者変更による変更届出

200近くの自治体に同じ内容の変更届出(提出方法は郵送が大半)
(出典)内閣府規制改革推進室 事業者ヒアリング

主な実施事項



薬剤師 薬剤師の地域における対人業務の強化

調剤業務の一部外部委託

現状と課題

調剤の効率性

薬剤師は対物業務に勤務時間の約2/3をとられ、対人業務の時間捻出が困難
(出典)厚労省 薬剤師の需給動向把握事業における調査結果より集計

調剤の安全性

調剤に関するヒヤリハットは高止まり(2020年で**25,330件**)
(出典)(公財)日本医療機能評価機構調査

主な実施事項

調剤業務のうち、「調製業務」※の外部委託化を可能とする方向で技術的検討(委託先の要件、委託可能な調整業務の対象範囲など)

※薬剤の取りそろえ、一包化
【令和4年度検討・結論】

【参考】米、英、オランダ、ドイツ等では調剤の外部委託が可能(具体的要件や範囲は様々)

薬剤師の自宅等からのオンライン服薬指導の解禁

現状と課題

薬剤師は薬局内でのみオンライン服薬指導を実施可能。→働き方改革の観点等から、自宅等でも可能とする必要

主な実施事項

薬局外(薬剤師の自宅等)からの実施を可能とする 【令和4年度上期措置】

医師等 医療現場における書類のデジタル化

電子処方箋の普及など医療現場のデジタル化

現状と課題

電子処方箋発行時の電子署名手段がHPKIカード※に事実上限定。結果的に、電子処方箋への転換、データヘルス進展の支障となるおそれ

※日本医師会が発行。普及率7%程度。カードリーダー購入や医師の運搬の負担の指摘

主な実施事項

一般的な電子署名(含クラウド型※)も利用可能とする 【措置済】

※医師が申込時にeKYCで本人確認等を可能とする方向で検討(自宅で手続完結)【令和4年度上期結論】

・電子カルテから出力する電子処方箋への署名時の**本人確認等を省略** 【令和4年度結論】

医療現場に溢れる書面作成・保存負担

- ✓ 紙への押印・署名が残存(自署が求められ医師の出勤が必要となるなどむしろ負担が増加する例も)
- ✓ 特殊な用紙(A3、カーボン紙など)での提出

(例)A大学病院では1日に約6千件の書類が発生

現場負担軽減のため、デジタル化、書面負担軽減の工程表作成
【令和4年措置】

(国・基金・自治体等への申請のほか)医師・病院が作成し患者に交付する書類。患者の同意を得る書類など(病室の有料TVなど)

3-4. 【医療・介護・感染症対策分野】（3）先端的な医薬品・医療機器の開発促進

医療機器 審査等の在り方を見直し社会実装を推進

プログラム医療機器(SaMD)に関する承認審査等の見直し

現状と課題

病変候補の位置の表示や異常値の検出の支援を行うプログラム医療機器



(出典) R3.10.25第4回医療・介護WG要望者説明資料抜粋

アップデート毎に承認申請が必要
→データ収集などに時間を要し、
高頻度のアップデートは困難

※AI医療機器の承認実績:米国内約130件、日本約20件
(出典) R3.10.25第4回医療・介護WG要望者資料

主な実施事項

有効性向上のためのアップデート等について一定の条件下において、**PMDAによる審査の省略・簡略化**を検討

【令和4年度結論】

疾患などで承認実績のある類型は、(PMDA審査ではなく、第三者機関の**認証へ移行すべく、厚生労働省が主体的に認証基準を策定**

【令和4年度措置、その後継続的に措置】

家庭用医療機器における兆候を検出した疾病名の表示

現状と課題



Apple Watchにおける表示
(唯一の事例※)

※家庭用医療機器で兆候を検出した疾病名の表示可否が不明確(診断(医師の専権業務)に抵触するとの事業者の不安感)

主な実施事項

ガイドライン作成(疾病名表示が可能であることやその他の要件を明確化) 【令和4年度措置】

※注 学会等の専門家と協議する場合には、利益相反にも適切に配慮し透明性を確保

将来の疾病表示等を行う機器について、必要な法的措置を検討

【令和4年度検討・結論】

創薬 各種データの連結解析による革新的な創薬を推進

創薬等に向けた医療データの利活用の促進

現状と課題



- 死亡情報(死亡届の氏名や死因)はNDBと連結されていない
- 検査結果データは検査会社が異なると比較できない

主な実施事項

医薬品等の治療のアウトカム把握のため**NDBと死亡情報の連結解析が可能となるよう検討**

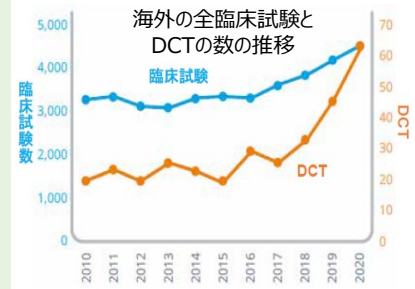
【令和4年度上期検討開始、令和4年度結論】

厚生労働省標準規格を医療機関等に普及させ、検査値についてもデータを比較可能なものとする方策を検討

【令和4年度上期検討開始、令和4年度結論】

在宅での治験の円滑化

現状と課題



(出典) R3.11.17第5回医療・介護WG要望者説明資料抜粋

主な実施事項

被験者への説明・同意が一定条件下で、**オンラインも可能である旨明確化**

【令和4年度措置】

製薬会社から被験者への**治験薬の直接配送の可否検討**

【令和4年度検討・結論】

DCTにおいて必要となる**訪問看護師等の活用について整理し必要な措置**を実施

【令和4年度上期措置】

4-1. デジタルを前提とした個別最適な学びの実現

【現状と課題】

- コロナ禍の臨時休業をきっかけに授業での活用が広がったデジタル技術は、学習効果を高めるツールとして、普段の授業でもさらに活用していく必要がある。
- 普段の授業での更なる活用を妨げるルールとしては、
 - ① 大学（学部）でのオンライン授業60単位上限
 - ② 特に初等中等教育における、対面・書面を前提とした一斉授業型の教育制度 が挙げられる。
- 不登校児童生徒・病気療養児を含め誰一人取り残されない個別最適な学びを実現し、早い段階からプログラミングを始めとする基本的な情報技術に親しむ環境を作るとともに、学校や教員の新陳代謝を図りつつ、VR・メタバース等の新技術を使った学びの体験もできるよう学校現場での創意工夫を高めていく必要。

【今後の改革の方向性】

【①：令和5年度以降検討開始、結論を得次第速やかに措置

②：令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

③：令和4年度措置】

- ① 大学（学部）でのオンライン授業60単位上限については、
 - ・ 文部科学省の検討する特例は、最小の負担・予見可能な制度設計とし、
 - ・ 特例での実績を踏まえ、大学設置基準上の60単位上限の可否や上限の対象とすべき授業の態様を含め検討する。
- ② 次期教育振興基本計画の策定に向け、特に制度的柔軟性やオンラインでの専門人材活用等、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進する学校教育を実現できるよう検討。
- ③ 再編や新規参入による教育イノベーションを促進するとともに、経営困難校等の撤退・再生等の経営判断をサポートする。
 - ・ 地方公共団体の規則等でむやみに新規参入を妨げる等の不適切な運用が行われないよう、実態把握・改善
 - ・ 既存大学の学部再編に取り組みやすい環境整備
 - ・ 経営困難校等の撤退や再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実・周知

4-2. 特別免許状等多様な外部人材の教員等への登用拡大

【現状と課題】

- 特別免許状は、教員免許授与総数の0.11%にとどまっており、活用が全く進んでいない。そもそも授与基準自体を定めていない都道府県が4、授与基準が国の指針に沿っていない都道府県が6、授与基準を公表していない都道府県が37あるなど、制度活用以前の問題も存在。
- 特に教員不足が深刻な小学校では0.05%（年間16件）であり、不足する教員を外部人材の正規雇用による採用によらず非正規雇用の臨時免許状教員で補っている実態。
- 英語・看護（高等学校）以外の教科での発行がほぼ行われず、教員が不足している教科の授業は当該教科の免許を持たない教員が代理で行っている実態。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の専門人材のオンライン活用も進んでいない。

＜教育職員免許状制度の概要＞	普通免許状	特別免許状	臨時免許状
発行割合（令和元年）	95.4%	0.1%	4.5%
取得方法	教職課程の履修	都道府県による試験等	
身分	教諭（正規雇用）		助教諭（有期雇用）
指導できる科目（小学校）	全科目	指定された1科目	全科目
指導できる科目（中学校、高等学校）	指定された1科目		

（出典：文部科学省所管法令・調査等より規制改革推進室作成）

【今後の改革の方向性】 [①～④：令和4年度措置]

- ① 教育の質を向上するために特別免許状の活用を促進。文部科学省は、国の指針に沿った特別免許状の授与基準策定と公表を全都道府県に求め、制度周知に努めるほか、都道府県教委に特別免許状教員の採用実績を公表させ、数値目標を含む採用計画の公表を推奨する。
- ② 小学校の特別免許状は、普通免許状と同等の全教科で授与できるようにする。
- ③ 中学校・高等学校で授業科目の免許状を持った教員による指導が行われるよう、情報科をはじめ、教員が不足している教科での特別免許状教員の採用を進める。
- ④ 複数校指導やチーム・ティーチングの活用実態について調査し、利用促進に向けた制度設計に活かす。

4-3. 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し

労働時間制度(特に裁量労働制)の見直し

【現状と課題】

<労働時間制度の概要>

- ・ 法定労働時間は1日 8 時間、週40時間
- ・ 一定の要件を満たす場合に、以下の弾力的な労働時間制度の適用が可能

変形労働時間制
フレックスタイム制
事業場外みなし労働時間制
専門業務型裁量労働制
企画業務型裁量労働制
高度プロフェッショナル制度
管理監督者

(出典：令和3年12月1日第7回子育て・教育・働き方WG厚生労働省資料を基に規制改革推進室作成)

<制度の課題と論点>

○ **裁量労働制**
 時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度であるが、対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等が、制度の趣旨にかなうものとなっているか、疑問が示されており、健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方などが論点となっている。

○ **労働時間制度全体**
 労働者の健康を確保して柔軟な働き方を実現する観点から、裁量労働制だけでなく、労働時間制度全体について、労使双方にとって有益な制度となるよう見直しを検討する必要がある。

【今後の改革の方向性】

裁量労働制について、健康・福祉確保措置等の在り方を含めて検討を進めるとともに、労働時間制度全体についても、労使双方にとって有益な制度となるよう留意しつつ見直しの検討を行い、働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進する。

[令和4年度中に検討・結論、結論を得次第速やかに措置]

既存の各種制度の活用・拡充

【現状と課題】

- 社会環境の急速な変化に伴い雇用をめぐる環境も大きく変化する中、人材育成の在り方も多様化し、個人が主体的に取り組む能力開発をより行いやすくする必要があり、大学等の教育機関や、副業・兼業の活用が考えられる。
- 社会人が働きながら学び・学び直しを行うためには、その時間を確保できるよう、テレワーク・労働時間制度・教育訓練休暇制度・選択的週休3日制度の活用等、柔軟な働き方を実現する環境整備が必要。

【今後の改革の方向性】

労働者のキャリア形成に向けた自律的・主体的な活動を支援する観点も踏まえ、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、好事例を周知するとともに、これらの制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示される方策を検討し、必要な措置を講ずる。

[令和4年度中に検討開始、結論を得次第速やかに措置]

4-4. 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進

職務等に関する労働契約関係の明確化

【現状と課題】

- 職務等が限定された雇用形態を取り入れる企業も見られる中、個人の自律的なキャリア形成に資する労働契約関係のルール明確化が必要

多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援

【現状と課題】

- 企業において従業員に求められる能力・スキルが明確化され、個人が身に付けた能力・スキルが企業において適切に評価されることが必要
- キャリアコンサルタント全体の質の向上を図り、職業人生の様々なステージにおいてキャリアコンサルティングが活用される環境整備が必要
- 教育訓練給付制度について、個人が継続的な学び・学び直しを行うことを一層支援する観点なども踏まえ、制度がより使いやすいものとなるよう検討が必要
- 雇用保険を基盤とする、現行の能力開発やキャリア形成支援に関する制度の対象となっていない多様な働き方を選択する人への支援について、制度の枠にとらわれず広くその在り方を検討することが必要

産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援

【現状と課題】

- 政府全体で取り組まれているリカレント教育の推進がより実効性のあるものとなるよう、関係府省による連携を更に強化することが必要
- 改正職業能力開発促進法に定められた、労使団体や大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会が、地域のニーズに即応した実効的な職業訓練の実現のための基盤となることが重要

【今後の改革の方向性】

- 個人の自律的なキャリア形成に資する予見可能性の向上等の観点から、労使双方にとって望ましい形で労働契約関係の明確化が図られるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。

[令和4年度中に検討、結論を得次第速やかに措置]

【今後の改革の方向性】

- ① 各企業で職務に必要な能力・スキルが明確化されることを求めるとともに、個人の学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価を行うことが望ましい旨を示した社会人の職業に関する学び・学び直しを促進するためのガイドラインを策定する。
- ② 個人が自身の長期的なキャリアパスについてのビジョンを持てるようなキャリアコンサルティングが着実に実施され、企業における活用が普及するよう、必要な措置を講ずる。
- ③ 教育訓練給付制度について、雇用保険制度で実施している趣旨や給付の効果、受給者のニーズ等を踏まえ、必要な検証・検討を行う。
- ④ フリーランス等雇用保険に加入できない働き方を選択する人が支援策の対象とならない制度上の限界を踏まえ、キャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討。

[①：令和4年措置、②：令和4年度措置

③,④：令和4年度検討開始]

【今後の改革の方向性】

- リカレント教育を総合的・効果的に推進するため、産業界のニーズを踏まえて関係施策の実効性がより高まるよう、更なる連携強化を図る。
- 地域ごとのニーズに即応した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。

4-5. 養育費の確保に向けた取組の推進

【子どもの貧困の現状】

貧困率 (貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合)

子どもがいる現役世帯	12.6%
うち大人が一人の世帯	48.1%

(出典：令和元年国民生活基礎調査)

生活の状況
・過去1年間に必要とする食料が買えなかった経験の有無

ふたり親世帯	8.5%
ひとり親世帯	30.3%

(出典：令和3年子供の生活状況調査の分析報告書)

進学希望
・大学又はそれ以上(大学院等)に進学したいと思うか

ふたり親世帯	52.2%
ひとり親世帯	34.7%

(出典：令和3年子供の生活状況調査の分析報告書)

【養育費の取決め・受取りの現状】

養育費の取決め

養育費の取決めをしている割合	47.0%
うち養育費を受け取っている割合	62.4%

(令和3年子供の生活状況調査の結果報告書データから算出)

養育費の受取り

養育費を受け取っている割合	33.6%
うち養育費の取決めをしている割合	87.4%

(令和3年子供の生活状況調査の結果報告書データから算出)

【今後の改革の方向性】

- 法務省は、養育費の支払確保に向けて法制審議会家族法制部会において検討中の諸課題について、速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。この際、子どもの最善の利益を図るためには安全・安心な親子の交流(面会交流)の実施に関する課題を併せて検討する必要があるとの考え方にも十分配慮【令和5年の通常国会を目途に法案提出】
- 内閣府、法務省及び厚生労働省は、以下の事項を含む養育費の確保に向けた施策の実現・充実策について協議する場を設置【令和4年度検討・結論】
 - ・ 養育費が適切かつ容易に取り決められるための方策
 - ・ ひとり親が養育費を受け取ることができるようにするための方策
 - ・ 養育費の立替払いや回収等についての公的支援の導入及び民間の養育費保証契約の利用促進
- 内閣府による「子供の貧困対策に関する大綱」を推進する立場からの調整【令和4年度検討・結論】
- 養育費の意義及び重要性について広く周知・広報【令和4年度以降継続的に措置】
- 法テラスによる分かりやすく効果的な情報提供及び相談への適切な対応【引き続き措置】
- 地方公共団体における連携や情報提供・相談支援の更なる充実【引き続き措置】
- 養育費の確保に資する取組を行う地方公共団体を増やすため、好事例の横展開等の周知・支援を実施【引き続き措置】

5-1. 地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進

【現状と課題】

- 住宅宿泊事業（いわゆる民泊）は、空き家の有効活用、ホテル・旅館などの宿泊施設が不足している地域における新たな観光需要の創出など、地域課題の解決や地方創生への効果が期待されている。
- このような中、地方において空き家の住宅を活用した民泊物件を管理する住宅宿泊管理業者が見つからず、民泊を始められないという声があり、特に地方における管理業者の担い手確保が課題となっている。
- また、一般家庭のホストが民泊を始める場合、手続の煩雑さが参入障壁になるため、民泊の実施に必要な申請書類の廃止・簡素化等も重要。

【今後の改革の方向性】

- 住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制の要件として、例えば所定の講習の受講修了者も新たに認めるなどの具体的な方策について、関係者とも連携しながら検討を行い、必要な措置を行う。

[令和4年度検討・結論、令和5年度措置]

- ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要なとされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。

[引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置]

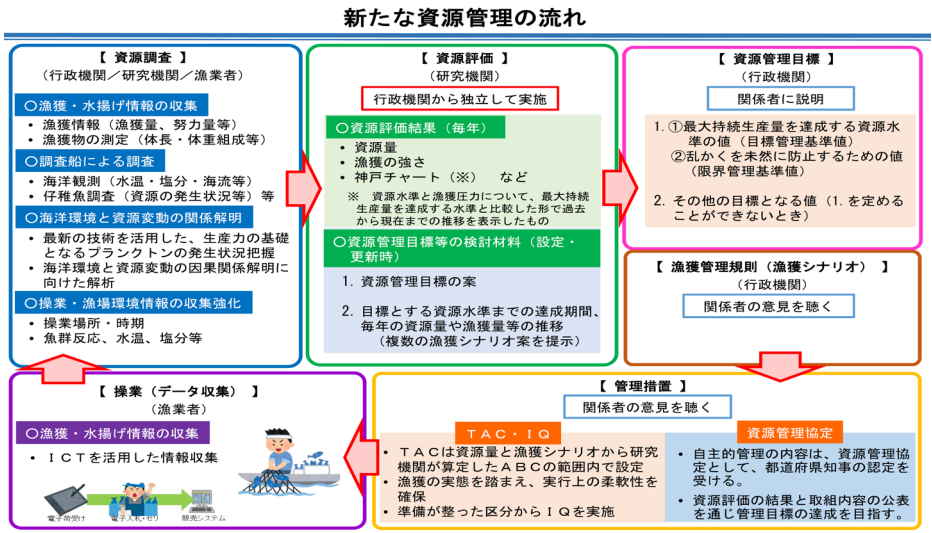


- ✓ 地方では、空家となっている古民家などが多数存在
- ✓ 古民家の1棟貸しは、従来の宿泊施設では体験できないものとして民泊では人気が高い

5-2. 改正漁業法の制度運用（資源管理）

【現状と課題】

- 平成30年に漁業法を改正し、**数量管理を基本とする新たな資源管理方式が創設**された。今後は「**新たな資源管理の推進に向けたロードマップ**」を着実に実施していくことが必要である。
- 科学的な資源管理の出発点として、**漁獲報告が、新たな資源管理のプロセス上、極めて重要**である。
ICTを活用し、漁獲報告データを国が一元的に集約して管理するシステム構築など、**仕組みの整備が進められている**。
- 一方、**未報告**が疑われる事案や、漁獲物が**未計量**のまま搬出される事態など、**様々な不正行為が発生**しており、**漁獲報告の義務の履行に懸念が生じている**。
- **漁獲報告が適正かつ適切、持続的に行われるよう、早急に要因の把握・分析及び課題解決に取り組むことが必要**である。



(出典：農林水産省HP掲載資料)

【今後の改革の方向性】

- 農林水産省は、令和5年度までのTAC魚種の拡大に向けた「**新たな資源管理の推進に向けたロードマップ**」を着実に実施する。
【令和5年度措置】
- 農林水産省は、**国際的に資源管理の強化が求められるTAC魚種**について、地域や漁業種類により異なる水揚げの実情を踏まえつつ、**適正な数量管理を行うための報告等の適格性を担保するため、違法に採捕された漁獲物の市場流通を防止するための方策について検討**を行い、遅くとも令和7年度までに必要な措置を講ずる。
【令和7年度までに措置】

5-3. 農地の違反転用の課題

【現状と課題】

- 農地の違反転用は、**当年中に発見された案件の8割以上が事後的に追認許可されている状況が常態化**。令和3年の規制改革実施計画に基づき、農林水産省が実態を調査。
- 同調査の結果、**違反転用の7割は農業者以外によるものであり、主に農地転用許可制度の不知・誤認に起因**することが判明。また、**早期発見ができていない実態や未是正案件の半数で今後も是正が見込めないことが判明**。

違反転用の措置状況 (平成30年)	
追認許可	85.8%
原状回復他	1.2%
未是正	13.0%

(出典：農林水産省 HP掲載資料)

違反転用者の属性 (令和2年)	
農業者(個人/法人)	30.7%
農業者以外(個人/法人)	69.2%

(出典：農林水産省 違反転用実態調査)

違反転用の発生前年別内訳 (令和2年中に新規発見した案件)	
平成28年以前	75.7%
平成29年～令和元年	8.3%
令和2年	16.0%

(出典：農林水産省 違反転用実態調査)

未是正案件の是正見込み (令和2年)	
見込まれない	49%
どちらともいえない	33%
見込まれる	17%

(出典：農林水産省 違反転用実態調査)

- 違反転用の発生防止や早期発見等を強化するためには、**規制所管府省が縦割りを排し、横断的に連携することで、実効性のある対策を講じることが重要**。

【今後の改革の方向性】

- 農林水産省は、**国土交通省や経済産業省と連携し、農地転用に関わる機会を有する主な事業者への制度周知を徹底**する。また、**建築確認申請やFIT認定に係る部局と農地転用許可申請に係る部局の連携の在り方について検討**し、必要な措置を講ずる。
- 農林水産省は、**法務省と連携して制度周知を徹底**するほか、**総務省と連携して固定資産課税台帳に係る情報の提供**について、**地方税法上の守秘義務との関係を整理・検討**し、必要な措置を講ずる。

6-1. 社会のデジタル化の基盤整備

現状と課題

1. 5G等の無線局免許状のデジタル化

- 5G・ローカル5Gを含む無線局全般の免許状は、原則として書面で交付される免許状を無線局に備え付けることが定められている。
- 5G・ローカル5Gは、令和5年度末までに28万局以上を目標に基地局の整備が進められており、免許申請件数の増加が想定されている。
- こうした中、免許関連手続における事業者の負担軽減を含めた利便性の向上に取り組むことが求められている。

【5G・ローカル5Gのインフラ整備目標】

	人口カバー率	基地局数
2020年度末(実績)	全国 30%台	2.1万局
2023年度末	全国 95% 全市区町村に5G基地局整備	合計28万局
2025年度末	全国 97%、 各都道府県 90%程度以上	合計30万局
2030年度末	全国・各都道府県 99%	合計60万局

2. 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化

- 公正証書の作成手続については、公証人法により、書面・押印・対面を前提とした規律がある。
- 公正証書は、我が国法社会の基盤をなす制度であり、デジタル社会を実現する上で、喫緊の課題。

【公正証書の作成に係る流れ】

①嘱託人の確認
本人又は代理人が役場に出頭して公正証書作成の嘱託。

②嘱託内容の聴取・審査、事実の確認
嘱託内容に応じた法定の適式な証書案を作成し、嘱託人に対する読み聞かせ等により内容の正確性や意思の確認等を行う。

③公正証書の作成
②の確認を経て嘱託人が間違いがないことを確認した上で証書に署名捺印し、最後に公証人が署名捺印して公正証書を完成。

3. 自筆証書遺言制度のデジタル化

- 自筆証書遺言は、民法により、目録を除く全文の自書、押印及び書面が法律上の要件として定められている。
- 高齢化の進展や家族のかたち等に対する国民意識の変化に伴い、また所有者不明土地問題などの社会課題を解決する上で、より多くの人が簡便に遺言を作成できるようにする必要性が高まっている。

【自筆証書遺言のイメージ（民法第968第2項）】

遺言書

別紙目録

一 土地
所在 東京都・・・
地番・・・
地目・・・
地積・・・

二 土地
所在 大阪府・・・
地番・・・
地目・・・
地積・・・

(P.C.で作成)
法務太郎 印

(出典:総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(令和4年3月29日)を基に内閣府が作成)

(出典:第2回デジタル基盤WG(令和4年3月1日)「資料4-2」及び「資料3-2」を一部改変の上、抜粋)

実施事項

1. 5G等の無線局免許状のデジタル化

- 暫定措置として、書面で交付される免許状をスキャナー保存することにより、書面の免許状の備え付けを不要とするために、必要な措置を講ずる。
【令和4年度措置】
- 令和7年1月に予定されている総合無線局監理システムの更改において、書面による免許状の交付をデジタル化するとともに、書面の免許状の備え付けを不要とする。
【令和7年1月措置】

2. 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化

- 公証役場における業務フローを含めた抜本的見直しや規律の検討など、デジタル原則に則り必要な見直し及び法整備を行う。
【令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す】
- すべての国民がデジタル化による高い利便性を享受できるようにするためのシステム整備が必要となることを踏まえ、日本公証人連合会と連携し、必要な措置を講ずる。
【令和7年度上期のデジタル化を目指す】

3. 自筆証書遺言制度のデジタル化

- デジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。
- 現行の自筆証書遺言に関し、押印の必要性を検証するとともに、自書を要求する範囲も含め、自筆証書遺言の信頼性を確保しつつ、それを国民が作成しやすくする観点から必要な検討を行う。
【令和4年度中に検討を開始し、令和5年度中を目途に一定の結論を得る】

6-2. 司法手続のデジタル化の推進

民事訴訟手続

【これまでの経緯】

- 2020.2 法制審議会に諮問
- 2021.2 中間試案取りまとめ
- 2022.1 要綱案決定
- 2022.3 法案提出
- 2022.5 法案成立

【具体的な検討事項】

- ・申立て
- ・訴訟記録の閲覧
- ・口頭弁論
- ・送達
- ・公判廷における証拠調べ
- ・証人尋問
- ・期間が法定されている審理の手続等

【今後の取組】

民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも**令和7年度**に本格的な運用を円滑に開始するため、司法院における自律的判断を尊重しつつ、**令和5年度中**にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。

[可能なものから速やかに措置]

家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等

【これまでの経緯】

- 2021.12 「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」報告書取りまとめ
- 2022.2 法制審議会に諮問
- 2022.4 第1回会議開催

【具体的な検討事項】

- ・民事訴訟手続と同様の検討事項
- ・各種手続特有の規律（倒産手続における債権届等）等

【今後の取組】

手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、**令和5年**の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法院における自律的判断を尊重しつつ、試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、環境整備に取り組む。

[試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置]

刑事手続

【これまでの経緯】

- 2022.3 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」報告書取りまとめ

【具体的な検討事項】

- ・書類の作成、発受
- ・令状の請求、発付、執行
- ・証人尋問等
- ・裁判員選任手続等

【今後の取組】

司法院における自律的判断を尊重しつつ、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進め、**令和7年度中**の一部施策の運用開始を視野に入れて、運用開始の詳細スケジュールを検討する。

[令和4年上期諮問、令和5年度を視野に国会に法案提出]

6-3. 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

- 過去の行政手続のデジタル化は、行政機関への申請等をオンライン“でも”できるようにするためのシステム整備にとどまり、利用者目線での利便性向上が十分でなかった結果、ほとんど利用されないものが多く、十分に進まなかった。
- 過去の反省に立ち、利用者にとって利便性の高いデジタル化を実現するため、以下の取組を強力に推進。
 - ① **行政サービスの改善や、国民の満足度を図る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け**
 - ② **各府省は、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル化を図るための基本計画を策定**
(オンライン利用率目標、エンドツーエンドでの行政サービス改善のためのアクションプラン等を定める)
 - ③ **利用者からのフィードバックを受け入れ、PDCAを回し、随時、計画・サービスを改善**

【令和2年度】

- 旗艦的な28事業で取組開始。
 <主な事業の例>

国税申告・納付手続 (財務省)
厚生年金保険関連手続 (厚生労働省)
商業・法人登記関連手続 (法務省)



【令和3年度以降】

- **年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続を対象に、横展開を推進。** <主な事業の例>

戸籍謄抄本の請求手続 (法務省)
旅券発給申請手続 (外務省)
特許出願等手続 (経済産業省)

「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則」の策定を踏まえ、取組の拡充・加速

「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」の対象手続 (既にオンライン利用率が100%である手続等を除く)	363
計画を策定し、具体的な取組を開始している手続	245 (93事業)
令和2年度から先行して取組を開始した手続	106 (28事業)
令和3年度から新たに取組を開始した手続	139 (65事業)
現時点で計画が未策定である手続	118
オンライン化に向け、具体的な検討・取組を開始している手続	61

(出典：令和4年4月20日第5回デジタル基盤WG「資料4」及び各府省の進捗状況を基に事務局作成)

6-4. 行政手続における書面・押印・対面規制の見直し

- 押印の見直しは、添付書類で押印を求めるものを含め、民間から行政への手続の中で、押印を求める行政手続約**15,000種類**のうち、**99%超の手続において押印義務を廃止**。
- 書面・対面の見直しは、民間から行政への手続の中で、**オンライン化されていない約12,000種類のうち、約98%の手続について令和7年までにオンライン化**する方針。
令和3年の状況と比較すれば、約5,000種類の手続がオンライン化されるなど着実に進捗。
- 一方で、**各府省において「性質上オンライン化が適当ではない」と考える手続も約400種類存在**。「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（デジタル原則）」の策定を踏まえ、手続件数が多いものなど社会的ニーズも勘案しつつ、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等により、**デジタル原則に則した見直しを検討すべき**。

【書面・対面規制の主な例】

<厚生労働省>

デジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、**失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続**の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、**1年を目途に結論を得る**。

<総務省>

転入届及び転居届について、マイナポータルからのオンラインでの転出届・転入予約の実施状況や「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、**オンライン化について検討を深める**。

<外務省>

旅券申請者の利便性向上等を図るため希望者に対して**出頭を求めることなく配送によって旅券を交付すること**について、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、マイナンバーカードを活用した本人確認等による安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、配送のための費用負担のあり方を含め、**検討を加速化**させ、可能なものから順次必要な措置を講ずる。

6-5. 支払件数年間1万件以上の手続等のキャッシュレス化の推進

○ 行政の手続における手数料等について、窓口・印紙による支払いのみが可能となっているものも多く、手間となっている。

- 【これまでの取組】**
- 国に対する手数料等の納付におけるキャッシュレス化を横串で横断的に推進するキャッシュレス法が、可決・成立（本年4月27日）。
- 【今後の改革の方向性】**
- 支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにし、キャッシュレス化（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等）を横展開。
[令和4年度中に取組方針を明らかにした上で、可能なものから速やかに措置]
 - デジタル庁において、共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や、当該システム整備に係る予算措置の可否を検討。
[令和4年度中に一定の結論を得る]

＜キャッシュレス化を推進する主な手続＞

交通反則金（警察庁）
登記手数料等（法務省）
特許料等（特許庁）
自動車検査登録手数料等（国土交通省）
旅券手数料等（外務省）

6-6. 年間1万件以上の地方公共団体と事業者の間の手続の標準化・オンライン化横展開

○ 事業者が地方公共団体に対して行う手続については、地方公共団体ごとに書式・様式等が異なることがオンライン化の遅れと相まって事業者の大きな負担となっている。

- 【これまでの取組】**
- 道路使用許可手続、火災予防分野の手続等、事業者から要望があった手続について、手続の標準化・国によるプラットフォームの整備※等による標準化・オンライン化の取組を開始。
※ e-Govやマイナポータル等の既存のプラットフォームの活用含む。
- 【今後の改革の方向性】**
- 地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続について、取組を横展開。
[可能なものから順次措置]

＜地方公共団体と事業者の手続に係る取組検討状況＞

事業者から地方公共団体への手続 (年間1万件以上)	222
「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」 の対象手続※	101
対象手続	121
国がプラットフォームを整備する手続	55
国がプラットフォームを整備する以外の 方法でオンライン化等に取り組む手続	10
オンライン化に向けたスケジュール等の検討を 求める手続等	56

(出典：令和3年11月30日第5回デジタルWG「資料8-1」及び 31
令和4年4月20日第5回デジタル基盤WG「資料5」を基に事務局作成)